

【すこやか歳時記】  
**弥生の候**

年度末は新年度への見直しを。  
自社の良さを継承しながらも  
時代の変化への対応は不可欠。



弥生3月と言えば「ひなまつり」です。「桃の節句」や「上巳の節句」とも呼ばれ、雛人形を飾る風習も受け継がれてきました。近年では住宅事情など時代の変化で比較的コンパクトな雛人形が増えましたが、昔ながらの七段飾りの良さも見直されています。各地の町おこしイベントでも雛飾りで多くの集客が図られ、まさに温故知新の動きです。同じように温故知新の潮流では、若い世代に昭和の歌謡曲が新鮮な印象で聴かれていたり、親の古着を新たなファッションとして取り入れたりする動きもあります。

年度末となる3月には、新年度に向けた仕事の見直しも不可欠です。DXは避けられない時代の変化ですが、デジタル一辺倒だけではない自社の良さもぜひ見直しを…。

**日々是好日カレンダー**

3月 MARCH	
弥生・花見月・春惜月・夢見月	
1 水	・労働組合法施行記念日 ・春の全国火災予防運動(～3/7)
2 木	・中国残留孤児の日・ミニの日 ・ミニぶたの日・遠山の金さんの日
3 金	・上巳の節句・ひなまつり ・桃の日・耳の日
4 土	・円の日・雑誌の日 ・ミシンの日・サッシの日
5 日	・サンゴの日
6 月	・啓蟄・世界一周記念日 ・スポーツ新聞の日・弟の日
7 火	・消防記念日・花粉症記念日 ・サウナ健康の日・メンチカツの日
8 水	・国際女性の日・ミツバチの日 ・みやげの日・エスカレーターの日
9 木	・感謝の日・記念切手記念日 ・雑穀の日・酢酸の日
10 金	・雇用保険被保険者資格取得届の提出
11 土	・東日本大震災発災の日 ・いのちの日・バンダ発見の日
12 日	・世界反サイバー検閲デー・財布の日 ・半ドンの日・スイーツの日
13 月	・漁業法記念日・サンドイッチデー ・新選組の日
14 火	・ホワイトデー・キャンディーの日 ・国際結婚の日・数学の日
15 水	・こころの健康づくり週間(～3/21) ・万国博デー・世界消費者権利デー
16 木	・財務の日・国立公園指定記念日 ・十六団子
17 金	・セントパトリックデー ・漫画週刊誌の日
18 土	・春の彼岸入り ・点字ブロックの日・精霊の日
19 日	・アカデミー賞設立記念日 ・ミュージックの日
20 月	・春の社日・電卓の日 ・サブレの日・LPレコードの日
21 火	・春分の日・国際人権差別撤廃デー ・世界詩歌記念日・カラー映画の日
22 水	・地球と水を考える日 ・NHK放送記念日
23 木	・世界気象デー
24 金	・春の彼岸明け・世界結核デー ・マネキン記念日・ホスピタリティデー
25 土	・電気記念日・散歩にゴーの日 ・ドラマチックデー
26 日	・カチューシャの歌の日
27 月	・世界演劇の日・さくらの日 ・仏壇の日・絵本週間(～4/9)
28 火	・スリーマイルデー ・シルクロードの日・三つ葉の日
29 水	・作業服の日・マリモの日 ・ドキュメントの自由の日
30 木	・国立競技場落成記念日 ・マフィアの日
31 金	・社会保険料納付期限(3月分)

**今更聞けない、クラウドストレージの使い方(初級編)**

**いまさら聞けない! クラウドストレージの使い方**

**【初級】データをダウンロードする**

- URLをクリック
- ダウンロードするファイルまたはフォルダにカーソルを合わせます。
- 省略記号[...]のアイコンをクリックします。
- 【ダウンロード】をクリックします。

※クラウドストレージのDLは不要です

**★クラウドストレージのアプリをDL(ダウンロード)した場合の注意事項★**

クラウドストレージのアプリをDLし[同期]してしまうと、クラウド上のデータを全て同期する事になるのでパソコンの容量への負担が大変重くなります。その為パソコンが動かなくなったり、セキュリティ面で問題が発生する可能性があります。(スマートシンクやボックスシンクの機能を使用すればPCデスクトップのHDDと同期しても実際のデータはクラウド上にしかない状態を作ることができます。)不安な方は一旦アンインストールする事をお勧め致します。

**Dropbox(アプク)をアンインストールする方法**

- 「スタート」をクリックします。
- 「設定」→「アプリ」→「アプリと機能」の順にクリックしていきます。
- 「Dropbox」を選び、「アンインストール」をクリックします。

## 《今月の特集①》ツイッター社の大量レイオフ事件と整理解雇

イーロン・マスクがツイッター社を買収し、従業員を半数近く一斉にレイオフしたとのニュースが話題になっています。

### はじめに

スペース Xや電気自動車テスラの社長としても知られるイーロン・マスク氏がツイッター社を買収し、従業員の半数近く(7500人のうち4000人規模)を一斉にレイオフ(日本でいう解雇)したとのニュースは世の中に大きな衝撃を与えました。ツイッター日本支社においても同様の通知を受け取った社員がいるとのことですが、日本では諸外国よりも厳しい解雇規制があります。今回の事件を日本の労働法を元に解説するとともに、今後のグローバルな観点での雇用情勢を考察します。

### 整理解雇の4要件

ご存知の通り、日本の労働法は経営上の都合での解雇(整理解雇)を厳しく制限しています。整理解雇に正当性があるかどうかは主に以下の4要件によって判断されます。

①解雇の必要性	解雇が必要なほどの業績悪化があるか
②回避努力の程度	希望退職募集や役員報酬減額など解雇回避努力があるか
③対象者選定の合理性	対象者の選び方に合理性があるか
④説明と協議の実績	説明や話し合いを尽くしたと言えるか

今回のツイッター社の突然のレイオフは、「事前の説明や話し合いがなさそうな点」だけを取っても上記の整理解雇の4要件を満たしているとは言い難いと思われます。報道では「解雇」と言われていますが、日本における上記の解雇規制を踏まえると、今回実際には解雇でなく「**退職勧奨：退職金割増や合意金を提示し退職を会社から提案する行為**」である可能性も考えられます。

### 外資系企業と日本の労働法

グローバル企業の場合、どの国の法律が適用されるかは原則として当事者で決定することとされています。ただし、解雇規制などの重要な部分について、労働者は日本の法律を適用するよう求めることができます(法の適用に関する通則法第12条他)。この点でツイッター日本支社に勤めていた労働者はこの整理解雇4要件を根拠に戦えるようにも見えます。

しかし他方で、現地法人の労働条件や人事決定権をアメリカ本社が持っていた場合、アメリカの法律(レイオフ規制が日本に比べて緩い)が適用される可能性もあるようです。今回、世界中のスタッフに向けて一斉にレイオフの通知がなされたとの報道が事実であれば、ツイッター社についてアメリカ本社に強い人事権があることが伺えます。

### 整理解雇の4要件

日本と比べると、今回のツイッター社のリストラはスピード感が大きく違います。日本のリストラの場合はまず人件費以外のコスト削減をして、希望退職を募り、根回しや調整、話し合いをしなければならず、時代の変化スピードの速い現代のビジネスシーンでは遅れをとる場面が多くなるかもしれません。日本の強い解雇規制には見直しを求める議論もあり、今回の事件が一つの契機となる可能性があります。

### 人員削減のブームも

もしツイッター社が半数近くの従業員を解雇してもうまく業務が回り、業績が改善した場合、人件費を圧縮したい他の企業のリストラを後押しすることになるかもしれません。実際に Meta(facebook)社でも同様の話が出ていますが、IT企業以外にも「コロナによって判明した余剰人員を整理したい」という企業側のニーズは少なくないでしょう。

## 《今月の特集②》スタッフの自主練は労働なのか

牛井チェーンすき家で、深夜の駐車場で接客の自主トレーニングをする様子が「ブラック企業ではないか」と話題になりました。自主練と労働の違いを考察します。

### はじめに

2022年11月下旬に、一般人が牛井チェーン「すき家」における接客自主トレの様子を動画投稿し、話題となりました。深夜に店舗の駐車場に半袖で配膳接客のトレーニングをし、上司がそれを指導している様子が拡散されると「すき家はブラック企業体質ではないか」などの憶測が飛び交う事態となりました。今回は「**スタッフ側から社内コンテストに向けて自主的に練習を申し出た**」というのが実際のところのようですが、その厳しい鍛錬の風景をネガティブに捉えた人もいたようです。

「自主練」は、技術職などトレーニングが必要な職種において行われていますが、その時間は労働時間なのか、また自主練の労務管理上の注意点について考察します。

### 自主練と労働

自主練が労働時間であるか否かについて考えるためには、「労働時間とは何か」を知る必要があります。労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドラインによると、労働時間とは**使用者の指揮命令下に置かれている時間**であり、使用者の明示又は黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間に当たる（たとえば、**参加することが業務上義務づけられている研修・教育訓練の受講や、使用指示により業務に必要な学習等を行っていた時間は労働時間に該当する**）とされています。

つまり、その自主練に となります。たとえ直接強制していなくても、自主練の参加が人事評価に直結していた場合などは労働時間として判断される可能性があります。逆にいうと、自主練＝労働時間とならないようにするには、強制的でなかったことを裏付ける記録（自主練のための施設利用申請書を都度提出させるなど）を検討する必要があります。

### 安全配慮義務

一方で会社は労働者に対して「安全配慮義務」を負っています。労働契約法第5条で「使用者は労働契約に伴い、労働者その生命、身体などの安全を確保しつつ労働することができるよう必要な配慮をするものとする」とある通り、自主的なトレーニングだからといって職場での安全配慮義務から免れることができません。

今回のすき家の自主練動画を見る限り、「気温4度の寒い中外で練習をさせていた」という点で安全配慮が足りなかったという指摘が起こりうるポイントだったといえるかもしれません。

今回の事件が一般人のツイッター投稿を発端として拡散されたことを考えると、「行き過ぎた自主練は拡散され評判リスクとなり得る」ことを企業は想定しなければならぬことが分かります。

### 現実的な対応

このような事件はしばしばイデオロギー論争の題材に利用されます。労働者保護を重視する人からは「パワハラだ、ブラック企業だ」という非難が起き、精神論者からは「本人がやりたいと言っていることをなぜ止めさせるのか」という反論が起こります。

今回のすき家の件はスタッフのモチベーションを高めるための「社内コンテスト」という施策が上手くいった結果であるとも言えるし、上手くいったことで新たに表面化した「評判リスク」でもあります。

企業側の現実的な対応は、「**やり過ぎないようにコントロールする**」に尽きるのではないのでしょうか。自主練を強制はせず、それでいて前向きな訓練は応援する、ただし過熱し過ぎないようにケアする、というバランス感覚を持った労務管理体制が求められるでしょう。

## トラック運転者の改善基準告示が改正されます！

自動車運転者の業務(ドライバー)に年間960時間の上限規制が適用されます。

令和6年4月~適用

トラック運転者の改善基準告示が改正されます!

自動車運転者の労働時間等の基準が改正されます

1年の拘束時間	1か月の拘束時間	1日の休息期間
改正前(旧基準) 3,516時間 改正後 原則:3,300時間 最大:3,400時間	改正前(旧基準) 原則:293時間 最大:320時間 改正後 原則:284時間 最大:310時間	改正前 継続8時間 改正後 継続11時間を基本とし、継続9時間を

### トラック運転者の「改善基準告示」が改正されます。

令和6年4月より適用予定です。

1年、1か月の拘束時間	1年: 3,300時間以内 1か月: 284時間以内
1日の拘束時間	13時間以内(上限15時間、14時間超は週2回までが目安) 【例外】緊急を要する長距離貨物運送の場合 <sup>(1)</sup> 、18時間まで延長可能(2回まで)
1日の休息期間	継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らない 【例外】緊急を要する長距離貨物運送の場合 <sup>(1)</sup> 、継続15時間以上(2回まで) 休息期間のいずれかが9時間を下回る場合は、運行終了後に継続12時間以上の休息期間を与える
運転時間	2日平均1日: 9時間以内 2週平均1週: 44時間以内
4時間以内 連続運転時間	連続運転時間には、原則として休憩を与える(1日あたりは連続10時間以上、合計30分以上) 10分未満の連続運転は、3回以上連続しない 【例外】SA・PA等に停車できないことにより、休憩を得ず48時間を超え、48時間の2倍まで延長可能。ただし、休息期間の合計は、2日平均1日あたり11時間以内を要する。また、1週間(1ヶ月以内)の連続運転時間の合計が960時間を超えないこととする。
予期しない事象	※2: 予期しない事象とは、次の事象をいう。 - 運転中に発生している事象が予期せず発生したこと - 運転中に発生して予期せず発生した事象が予期しなかったこと - 運転中に発生し予期せず発生した事象が予期されたこと又は運送が開始されたこと - 異常な急ブレーキ制動等が発生したこと - 運行中に発生した事象が予期されたこと ※3: 運転記録上の記録に加え、客観的な記録(公共機関のICP情報等)が必要。
特別	【例外】SA・PA等に停車できないことにより、休憩を得ず48時間を超え、48時間の2倍まで延長可能。ただし、休息期間の合計は、2日平均1日あたり11時間以内を要する。また、1週間(1ヶ月以内)の連続運転時間の合計が960時間を超えないこととする。 【例外】緊急を要する長距離貨物運送の場合 <sup>(1)</sup> 、18時間まで延長可能(2回まで) 2日間の拘束時間は12時間(21時間)を超えないこととする。



## スタッフ紹介

福岡中央労務管理事務所  
平川 里美



皆様はじめまして 主に給与業務担当しております入社6年目の平川里美と申します。宜しくお願い申し上げます。

- 趣味を教えてください  
読書(歴史・推理・ノンフィクション等)  
フィギュアスケート観戦
- 座右の銘はなんですか  
一暴十寒(いちばくじっかん) を肝に銘じ 継続して努力! を心掛けております
- 好きなスポーツを教えてください  
フィギュアスケート(観戦のみ) アイスショーから試合まで全国・外国でも可能な限り応援に行きます。コロナ終息後は海外へもなるべく多く応援に行きたいと思っております

「神様は細部に宿る」仕事を行う上で大切にしている言葉ですが、言葉通り細部まで気を配りミスのない給与計算を心掛けております。ご質問等お気軽にご相談頂ければ幸いです

## 当事務所について

労務ジャパン株式会社  
福岡中央労務管理事務所

当事務所は福岡高等裁判所(新庁舎)の南門から徒歩1分です。ミニセミナーの開催も行います。ぜひお気軽にお越しください。

《住所、電話番号》  
〒810-0031 福岡市中央区谷2-14-8  
TEL 092-734-2300  
FAX 092-734-2301



《事務所地図》



地下鉄七隈線 六本松駅より徒歩約5分  
セブンイレブンが目印です。



# すこやか労務月報

[3月版]  
No.70

## 春は恐怖の強風にご注意を。

冬季には乾燥による火災の注意が必要でしたが、春には強風による延焼火災にも要注意です。3月1日～7日は消防庁が提唱する「春の全国火災予防運動」になっています。あらためて職場でも自宅でも防火対策を徹底してください。

春に吹く強風は「春一番」とも呼ばれますが、一番だけではなく二番や三番など何度か吹き荒れる日があり、突風は台風レベルに強くなることもあります。屋外の仕事現場や建物周辺の設置物・看板等の飛散事故にもご注意ください。

また風に飛ばされて花粉症もピークに。集中力の低下やストレスのもとにもなり、思わぬミスにつながることも…。これは周りの配慮やサポートも大切です。寒暖差も大きく急に冷える日もありますので体調管理は気を抜かずに。



**3**月の  
注意ポイント

- その**①** 春の強風による火災対策と事故対策を!!
- その**②** 凍結時などの運転や転倒事故の対策を!!
- その**③** 引き続き感染症対策にも気を抜かずに!!